

## 議案第5号

みやき町企業誘致条例の一部を改正する条例について

みやき町企業誘致条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 3月12日提出

みやき町長 末 安 伸 之

### 提案理由

この議案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成29年総務省令第55号）が公布されたことに伴い、みやき町企業誘致条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町企業誘致条例の一部を改正する条例

みやき町企業誘致条例（平成17年みやき町条例第101号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第5条第2号」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第3条第2号」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前のみやき町企業誘致条例第6条第1号の規定により課税免除を行った者については、なお従前の例による。

みやき町企業誘致条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(固定資産税の課税免除等)</p> <p>第6条 前条第1号に規定する固定資産税の課税の免除又は減額は次の各号による。</p> <p>(1) <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第3条第2号に掲げる固定資産税で、事業開始後最初に固定資産税を課することとなる年度から3年間の課税免除</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に改正前のみやき町企業誘致条例に関する条例第6条第1号の規定により課税免除を行った者については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(固定資産税の課税免除等)</p> <p>第6条 前条第1号に規定する固定資産税の課税の免除又は減額は次の各号による。</p> <p>(1) <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第5条第2号に掲げる固定資産税で、事業開始後最初に固定資産税を課することとなる年度から3年間の課税免除</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>